

14 『臨海部ビジョン』で打ち出された、最低300億円かかる新たな鉄道整備「川崎アプローチ線」計画は、住民犠牲のまちこわしとなり、住民ニーズも採算性もないことから、計画を白紙撤回する。

15 公共事業への投資のあり方を、市民生活に関係なく地域経済が循環しない現在の臨海部での不要不急の大規模開発優先（巨大な橋の建設、川崎港コンテナターミナル拡張、住民ニーズのない鉄道整備など）ではなく、市民の願いに応えて地元建設業者の仕事と雇用が増え、地域経済が循環する、特別養護老人ホームの増設、老朽校舎の改築など市民生活・福祉型投資優先に抜本的に切り替える。

16 総合計画について、福祉切り捨て、市民サービスの削減、市民負担増の「行財政改革」は中止をし、市民の土地、財産を民間に売却する「資産マネジメント」は見直しをすること。

17 JFE跡地利用計画は、市民の要望を取り入れた計画にして、扇島へのアクセス道路や大水深バスなどの計画については、その必要性を検証すること。JFEには、撤退に伴う費用、雇用確保、下請け企業の事業継続のための社会的責任を果たすよう求めること。

## 第十五章 憲法で保障された地方自治の本旨である

### 「住民自治」、「団体自治」を実現する市政運営を

憲法は地方自治について第八章（第92条～第95条）で規定しています。明治憲法には地方自治について何らの規定も設けられていませんでしたが、日本国憲法は特に一章を設け、そこに四カ条の原則規定をかかげて、法律をもってしてもこれを改変することのできないものとししました。憲法第92条は「地方自治の本旨」という言葉で、基本的な原則を明らかにしており、基本原則には、「住民自治の原則」と「団体自治の原則」が含まれています。日本国憲法が地方自治に関する規定を置いているのは、日本の政治的構造を分権化することで、住民の基本的人権を守る自治体が、国の暴走の歯止めとなり、日本が二度と侵略戦争を起こすことがないようにするためでもあります。地方自治の原理は、国民主権の原理を地方において実現するとともに、基本的人権の尊重や平和主義を実現することができる最も身近な場である自治体の存在を保障するものです。

福田市政で踏みにじられてきた団体自治、住民自治

福田市政は、この住民自治、団体自治を幾度となく軽視してきました。

住民自治の問題では、小杉駅再開発、鷺沼駅周辺再開発、羽田新飛行ルート問題、リニア新幹線など、住民の意見や反対を無視した開発が進められてきました。さらに23年6月議会での「ぜん息患者医療費助成制度の廃止」問題では、パブコメの結果が、意見件数の約99・9%に当たる3347件が反対の趣旨でしたが、市側は、反対意見について「参考とするものではない」、市長も「パブコメは賛否を問うものではない」とあくまでも制度の廃止を強行しました。市民からは「何のためのパブコメか」「市民を無視した態度」など非難の声が上がりました。

団体自治の問題では、3倍に膨れ上がった臨港道路東扇島水江町線の総事業費の問題、自衛隊の名簿提出の問題。コロナ禍での医療崩壊を起こした市の対応など、国や県の言いなりで地方自治体としての役割を果たしていない姿を露呈しました。

本来、国から独立している団体なのに、国の言いなり、市民の意思を無視し、地方自治の本旨である住民自治、団体自治をおろそかにすることは許されません。いまこそ、川崎市は、地方自治の力を発揮して、主権者である住民の幸福追求権、生存権、そして財産権を保障する憲法の観点から、自治体本来のあり方に戻すべきです。

個人情報保護・施行条例―自己情報コントロール権、条例制定権の後退

個人情報保護の問題でも、この間、個人の自己情報コントロール権や自治体の条例制定権などが後退させられる事例が相次いでいます。22年12月議会で、個人情報保護条例を廃止し、施行条例を制定することについて、わが党は、全国でも先進的な規定を持つ川崎市個人情報保護条例を活かし、条例の目的、要配慮個人情報、本人からの直接取得、目的外利用・外部提供、審議会の諮問、匿名加工情報などについて質疑してきました。しかし、改正法と国の個人情報保護委員会により、現行条例の個人情報保護のための重要な規定を認められず、削除されることが明らかになり、いろいろな方法で残すよう質疑してきました。

目的については、条例で規定することができなくなり、一元化された改正法では活用ができるように規定されました。しかも外部提供ができる情報として集められ活用可能となりました。しかし、総務委員会で「(目的について)法の範囲内でハンドブックの中で記載する」と答弁があったように、目的についてハンドブックの中に記載するべきです。

目的外の利用や外部提供については、旧条例ではハンドブックの目的外利用基準表や外部提供基準表自治体で独自に規定していますが、答弁では「条例ではなく運用（ガイドブック）における基準を審議会で策定することを検討」するとなりました。旧条例で削除された規定をガイドブックに基準を作るべきです。

「本人からの直接取得」の原則が改正法からも条例からもなくなり、本人が知らないところで個人情報が集められることが可能となり、不利益につながるような要配慮個人情報、「原則、保有しない」としていた規定が条例からなくなり、匿名加工情報として外部提供も可能になりました。しかし、委員会で「本人からの直接取得」の原則は「運用でどうするか検討する」と答弁しました。要配慮個人情報については、「（旧条例のように）運用・ハンドブックの類型表を引き続き活用する」と答弁しました。旧条例で削除された原則は、ハンドブックなど運用上で基準を決めるべきです。

オンライン結合については、「事前の監査や市長への届け出、審議会の関与など、オンライン結合を制限する規定を設けるべき」との質問に対して、「監査、届け出、審議会の関与などの規定はすべて入っている」と答弁、旧条例での制限規定は、手続きで定めるとしました。

審議会の諮問については、「審議会を形骸化させず、個人情報保護をめぐる重要な案件については、できる限り審議会への諮問等を行うようにするべき」との質問に対して、「改正法で、個別の事案は審議会に諮問できない。しかし疑義がある場合は委員会に助言を求める。ただし、条例の改廃やルールや基準を作る場合は諮問できる」と答弁。また「個別の案件について、疑義がある場合は、委員会に確認をする。基本的には疑義がある場合は外部提供しない」ことを確認しました。

匿名加工情報の提供については、政令市は導入せざるを得なくなりましたが、具体的にどのような匿名加工情報が審査基準をクリアするのかについては自治体が審査をして決めることとなっています。行政機関匿名加工情報の提案の審査について「審査基準を策定する」と答弁したように、審査基準を審議会で策定すべきです。

情報、データ管理については、情報を保存するサーバー、ガバメントクラウドは、アメリカの会社が管理・運営し、アメリカの諜報機関がアクセス権を持っていることが明らかになり、ガバメントクラウドに川崎市は接続することにより、市民の個人情報海外に流出する危険性、AIなどを使って他の情報を照合することにより、個人を特定できる危険性が高まっています。

このように、一定、要綱やハンドブックなど運用でカバーするりましたが旧条例の重要な規定が削除されたた

め、要配慮個人情報などが本人の知らないうちに外部提供され利用、悪用される危険性と自己情報コントロール権（プライバシー権）は大きく後退しました。また、改正法、国の個人情報保護委員会は、川崎市の現行条例の先進的な規定をことごとく認めず、地方自治体の条例制定権は踏みにじられました。川崎市は、市民の自己情報コントロール権や地方自治体の条例制定権を取り戻すために、国に法改正を求め、市の施行条例は改正すべきです。

#### 自治体行政のデジタル化（DX）―新自由主義の「行革」、地方再編が目的

住民の命と暮らしを守る自治体本来の役割が果たせるよう、国の支援の拡大こそ求められているにもかかわらず、自公政権がいま自治体に押しつけているのは、コロナ禍に乗じた行政のデジタル化です。これを突破口に新自由主義の「地方行革」をすすめ、自治体のもつ個人情報や公的サービスを民間開放し、企業の儲け先にしようとしています。「地方創生」といいながら、デジタル化による標準化で、地方には「集約化」と再編を押しつけ、大都市圏では大型開発を続けています。

住民の暮らしに役立つデジタル化は否定するものではありません。ところが、自公政権が推し進めている「デジタル改革」は、国や自治体をもつ膨大な個人情報の「データ活用」を成長戦略と位置づけ、企業に開放し、儲けのタネとしていくための「改革」です。企業が保有する顧客情報などは比喩物にならない行政が保有する個人情報、利活用しやすいようにするためとして、例えば、これまで自治体が個人情報を守るために制定した個人情報保護条例の自治体ごとの保護規定は邪魔だから取りはらう、あるいは、自治体が行政運営のために福祉や教育の制度でそれぞれ運用しているコンピュータシステムも、バラバラだから統一・標準化してしまおう、というのです。

政府は「デジタル改革関連法」を21年5月に成立させ、地方自治体に対して、国と地方を通じたデジタル基盤の統一と標準化を押しつけ、自治体はいまその具体化に追われています。

個人情報保護法の改定によって、データ流通・利活用をしやすくする仕組みが盛り込まれ、それぞれの自治体が独自に制定する個人情報保護条例については「いったんリセット」し、法のもとで全国共通のルールに沿った条例改正が23年4月に施行されました。

自治体情報システム標準化法では、国が22年に示した「標準仕様」にもとづき、全自治体の基幹業務システムを、25年度末までに移行することを目指しています。デジタル庁は、このシステムのなかでの自治体の独自施策の運用方法も示してはいるものの、知事会、市長会、町村会など地方団体からは、行政事務に裁量の余地がなくなる懸念

があり、地方の創意工夫を可能とする仕組みとすべき、自治体の負担とならないようにすべき、などのきびしい声が共通してあがっています。

デジタル化での住民情報利活用の足がかりとして、国はマイナンバーカードの普及をマイナポイントなどあの手の手で国民に押しつけようとしています。思うようにすすまないのは、医療保険証や運転免許証など、様々な個人情報に紐づけされていくことへの国民の不安と個人情報の漏洩への懸念があるからです。行政のデジタル化とマイナンバーカード取得促進で、自治体の窓口の削減・廃止もねらわれています。

「行政のデジタル化」による標準化は、これまで政府がすすめてきた自治体の再編、「集約化」の動きを促進する役割も果たすものです。大都市では引き続き「国際競争力の強化」の名のもとに大型開発を集中し、国際港湾の整備や、高速・高規格道路へのアクセス道路などの負担を強いています。各地で新たな「中心地域」の大型開発や「周辺地域」の切り捨てなどが指摘されるコンパクトシティ（立地適正化計画）もすすめられているほか、近隣自治体間で公共施設・行政サービスを連携することをつうじて「集約化」を図ろうとする「連携中核都市圏構想」など自治体間の広域化の法制化も検討されています。自治体のあり方の再編の先には「道州制」がねらわれています。川崎市は、自公政権がすすめる自治体再編による地方切り捨てに反対し、だれもが住み続けることができる真の地域活性化策を全力で応援し、住民が主人公のまちづくりをすすめるべきです。

(一) 市民のプライバシー権、自治体の条例制定権の後退につながる個人情報保護条例の改悪や市民サービスの後退につながる「デジタル化（DX）」の具体化はしないこと。

- 1 個人情報保護条例の目的、要配慮個人情報、本人からの直接取得、目的外利用・外部提供、審議会の諮問、匿名加工情報などの削除された規定、基準は、要綱・ハンドブックなどに記載する。
- 2 「システムの標準化」に対して、自治体の独自施策を維持・拡充させる。
- 3 「行政のデジタル化」を口実にした行政窓口の縮小や紙による手続きは廃止せず、住民の相談機能としても対面窓口のサービス体制を充実し、手続きの簡素化をすすめる。



(二) 自治体を変質させる「自治体戦略2040構想」とその具体化である「コミュニティ施策」、「スーパーシティ構想」、「公共サービスの民営化」について、住民自治、団体自治、市民サービスの後退につながる具体化はしないことを求める。

1 「これからのコミュニティ施策の基本的な考え方」の具体化であるソーシャルデザインセンターを、公助がしっかりと中心にすえるものに抜本的につくりかえる。

2 地域医療、介護、公共交通など全体的な計画を企業にゆだね、企業利益優先の「スーパーシティ構想」は導入しないこと。

3 市民サービスの後退・撤退、人件費削減により不安定な非正規労働者を多数生み出し、行政の責任を後退させるPFI、指定管理者制度による「公共サービスの民営化」は、導入しないこと。

(三) 特別市（特別自治市）制度の推進は中止する

市が計画している「特別自治市制度」は、災害、コロナ対策などの県の調整機能、県を通じた交通・警察機能、住民サービスが失われ、県内の多くの自治体の負担増につながり、県議を通じた川崎市民の声が届かなくなるものであり、撤回すること。

(四) 住民自治の精神の徹底から、市民が主権者であることをきちんと位置付ける

1 自治基本条例には、主権者は市民であることが明記されていない。市民は行政の手伝いをするものであったり、行政と同列なのではなく、主権者であることを明記する。

2 「住民投票条例」は住民が真に使えるものに改正する。

① 住民投票の対象事項は、「市長が意思決定していない、つまり施策として形になっていないものしか投票の対象にならない」ことが、条例制定の委員会審議の中で明らかになった。これでは、市民が問題に気がついたときに

は多くの場合、住民投票にはかけられないことになる。市民が住民投票にかけて市民の意思を問いたいと思う問題は対象になるように、対象事項は「現在または将来の住民の福祉に重大な影響を与え、または与える可能性のある事項」のみにする。

② 住民発議にとつて必要な署名数を投票資格者総数の10分の1にしていることも、住民投票を発議しにくくして、市民の手を縛ることになっている。必要な署名数は投票資格者総数の20分の1にする。

③ 住民投票は「間接民主主義を補完するための制度」と市自身も認めていることから、議会への協議は削除する。

④ 投票日は、問題によっては機を逸することがないように、国政・地方選挙と投票日とは別にして、単独投票日とする。

3 「まちづくり育成条例」を、市民が主権者と位置づけ、抜本的に改正する。

4 「総合計画」・「基本計画」の策定にあたっては、市民が主権者であることをきちんと位置づける。市民に十分な説明を行ない、市民意見を反映するようにする。

5 地方自治法第1条の「住民福祉の増進」という立場から、これ以上の「行革」はやめ、市民要求実現に全力をあげる。

(五) 市民参加を実効的なものにするため、次の各制度を改正する

1 市民意見を充分市政に反映できるよう、「パブリックコメント手続条例」を改正・活用すべきである。

① パブリックコメント制度の目的に、「市政運営に市民意見を反映するため」を加え、市民意見を反映させるための具体化をする。

② パブリックコメントはホームページだけでなく、区役所や図書館など公共施設に印刷物を置き、「周知を図る」というのであれば、当事者に届けて意見を述べられるようにする。

③ 市民意見を募集したい事案については、該当地域や全市を対象に説明会を開くなど、あらかじめ市の考え方を説明する機会を設け、市民が理解したうえで意見を述べるようにする。

2 各区の区長の選出については準公選制を導入する。

3 審議会等の市民公募委員を増やし、議事録を公開する。

4 2014年、教科用図書採択に係る川崎市教育委員会会議の会議録を、その作成を担当していた教育委員会事務局総務部庶務課が同会議の音声データを消去するという事件が発生しました。市民の知る権利を奪う行為であり断じて許されません。音声データについても、公文書であるという審査会の答申を徹底し、各局に公文書として保管義務を徹底し、開示請求の対象として公開することを徹底する。再発防止のための組織として第三者を加え、より実効性のある制度に改善する。

5 「川崎市環境影響評価審議会委員」構成について、22年10月、委員構成を変更して市民7名の委員のうち、市民団体からの推薦枠5名を廃止し、残り2名について市民委員枠として公募とした。これは特定の団体と市民の声を排除することを目的としたものであり、許されるものではない。これまで通り団体枠を維持し、三者が推薦する学識経験者の委員の選任を認めるようにする。(再掲)

## 第十六章 気候危機打開と脱炭素政策

欧州、北米、アジアをはじめ世界各地は熱波に襲われ、山火事などの被害が発生しています。日本も災害級の猛暑が続き、熱中症で亡くなる人も相次いでいます。2023年7月、世界気象機関(WMO)は、今年7月は観測史上最も暑い月になる見通しを発表、それを受けて国連のグテレス事務総長は「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来した」と警告しました。同時に「私たちはまだ最悪の事態を食い止めることができる」と強調し、各国政府に具体的行動を呼びかけました。気候危機打開に向けた取り組みの抜本的強化は待ったなしの状況です。

### 脱炭素戦略―電力部門の2035年までの脱炭素化

2022年11月、エジプトで開催されていたCOP27では、発展途上国が求めてきた気候変動による損失と被害に対応する基金を設立することで初めて合意するとともに、再生エネルギーに対し、2030年まで毎年約4兆ドルの投資が必要であることを確認しました。

22年9月の議員研修会で国連環境計画特別顧問の末吉氏は、グリーン・トランスフォーメーション(GX)につ